十一、日新家具販売株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第二十八号

排除命令

北海道札幌市菊水上町百番地
日新家具販売株式会社
右代表者　代表取締役　平　治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日新家具販売株式会社は、昭和四十四年七月二十六日から二十八日までを売出日とする応接セットの取引に関する新聞折り込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、同社が、右ビラで、応接セットについて、「二四、八〇〇円の品一五、八〇〇円（茶卓子別）」、「三八、一〇〇円の品二九、八〇〇円（茶卓子別）」、「六八、〇〇〇円の品五一、〇〇〇円（茶卓子別）」、「三六、八〇〇円の品二七、六〇〇円（茶卓子別）」、「四〇、八〇〇円の品三九、五〇〇円（茶卓子別）」、「一六、八〇〇円の品一二、八〇〇円」および「一三、七〇〇円の品一〇、五〇〇円」と表示して実際に販売しようとした価格は、同社が、実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格であった旨をすみやかに広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならな

い。

二　同社は、その卸売する家具類について、今後、小売販売を企画し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物により広告するときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　日新家具販売株式会社（以下「日新家具」という。）は、肩書地に本店を置き、家具および建具の卸売業を営んでいる事業者であるが、同社は、昭和四十四年六月中旬から同年九月末日にかけて、北海道札幌市南二条西四丁目所在の「デパート中心街」内の店舗において、家具および建具の小売販売を行なったものである。

二　日新家具は、昭和四十四年七月二十六日から二十八日までを売出日とする「デパート中心街」内の店舗における応接セットおよび食器棚の販売について、同月二十六日にビラ（別添写）約一万枚を新聞販売店を通じて北海道新聞に折り込み、札幌市一円における同新聞の購読者である一般消費者に配布した。

右ビラにおいて、日新家具は、「応接セット大バーゲン」と記載したうえ七種類の応接セットの写真を掲げそれぞれについて、「二四、八〇〇円の品一五、八〇〇円（茶卓子別）」、「三八、一〇〇円の品二九、八〇〇円（茶卓子別）」、「六八、〇〇〇円の品五一、〇〇〇円（茶卓子別）」、「三六、八〇〇円の品二七、六〇〇円（茶卓子別）」、「四〇、八〇〇円の品三九、五〇〇円（茶卓子別）」、「一六、八〇〇円の品一二、八〇〇円」および「一三、七〇〇円の品一〇、五〇〇円」と表示している。

三　しかるに、日新家具が、前記各商品について、実際に販売しようとした価格に比較対照した価格は、同社が、当該商品を小売店に販売する場合の卸売価格にその六割を加算した価格であって、この点について同社は、家具類については、卸売価格にその六割

程度を加算した価格を小売価格とするのが通例であると述べている。しかるところ、札幌市内の家具類の小売店においては、通常、卸売価格にその三割ないし四割を加算した価格を小売価格としており、また、前記ビラに表示された商品のうち札幌市内の小売店で販売されていたものは、いずれも、日新家具が付した比較対照価格より相当低い価格であった。

したがって、前記各商品について日新家具が実際に販売しようとした価格に比較対照した価格は、いずれも同社が実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格である。

法令の適用

前記事実によれば、日新家具は、その販売する商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって主文のとおり命令する。

昭和四十五年八月三十一日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

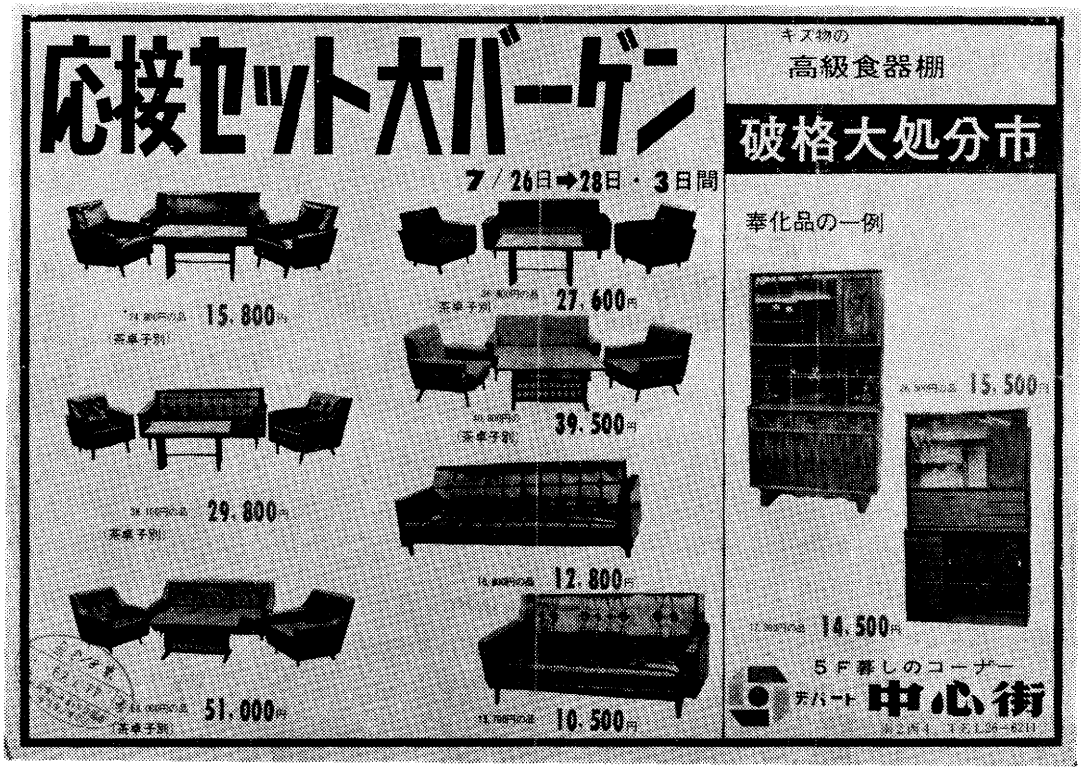
委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男

別添写

五八


応接セットバーゲン
7/26日➡28日・3日間
15,800円
27,600円
39,500円
29,800円
12,800円
51,000円
10,500円
キズ物の
高級食器棚
破格大処分市
奉化品の一例
15,500円
14,500円
5F暮しのコーナー
デパート 中心街